

令和 8 年 4 月 1 日から

自転車に交通反則通告制度が適用されます！

反則切符

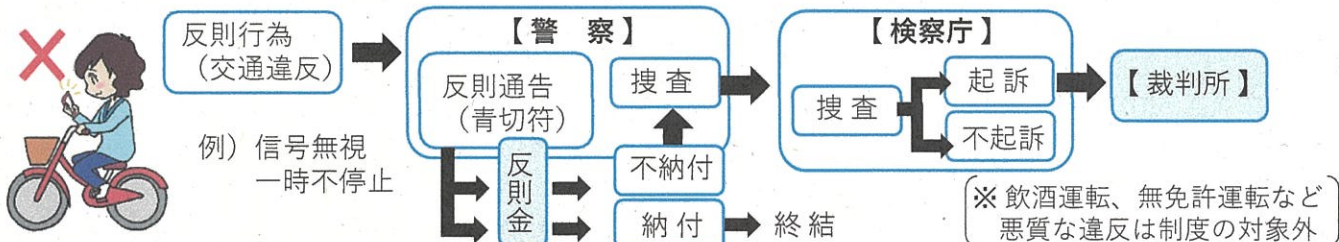
交通反則通告制度とは、

運転者が一定の違反行為をした場合、一定に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるといった制度です。

背景

自転車は、幅広い年齢層が利用することができる、身近で便利な環境にやさしい交通手段です。しかし、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車対歩行者の事故の発生件数は増加傾向にあり、また自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約 4 分の 3 には自転車側にも法令違反があります。

【交通反則通告制度と刑事手続きとの関係】



主な反則行為の一例	反則金
携帯電話使用等	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反 (右側通行等)	6,000円
指定場所一時停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り等)	3,000円

【対象】16歳以上
※運転免許の有無は関係無し

1月 移動交番開設予定日

毎週水曜日、下記の日時で御嵩交番の駐車場にて移動交番車を設置します。落とし物や各種相談を受け付けます

7日 9:15~15:30

14日 9:15~15:30

21日 9:15~15:30

28日 9:15~15:30

緊急時やお問い合わせは

可児警察署 0574-61-0110

までお願いします。

2月中旬に御嵩交番の運用を再開予定です

110番の日

毎年1月10日は「110番の日」です！

110番は、電話で事件や事故の発生を通報する緊急通報ダイヤルです。

警察による緊急の対応を必要としない電話による相談等は、110番通報ではなく警察相談専用電話『#(シャープ) 9110』番又は可児警察署にお掛け下さい。

現在、スマートフォンなどを通じて事件や事故の現場の映像等を送信できる『110番映像通報システム』を運用しています。

110番通報の際に警察から映像や画像の送信を求められた場合は、出来る範囲でのご協力をお願いします。

警察がSMSを利用してURLを送信します。そのURLを利用して映像等を送信するシステムです。

